

習志野市農業委員会総会議事録

令和5年第9回習志野市農業委員会総会は令和5年9月7日（木曜日）に習志野市役所5階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時00分
2. 委員の出欠席 16名中 15名出席 欠席1名（網掛け）

（委員氏名）

1番 中野 政博	2番 江口 明美	3番 江口 勝洋
4番 渡邊 喜代美	5番 櫻井 茂雄	6番 三代川 和彦
7番 飯生 正己	8番 廣瀬 克久	9番 村山 源司
10番 中基 明	11番 矢野 泰宏	12番 都築 博文
13番 織戸 淳也	14番 渡邊 幸枝	

会長 三代川 彦博 会長職務代理者 村山 茂男

3. 議事録署名人

2番 江口 明美 3番 江口 勝洋

4. 総会に付した議件

議案第1号 生産緑地のあっせん結果について

議案第2号 特定農地貸付けの承認申請について

議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正案について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について

5. 報告案件

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願（相続）について

報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告について

6. 議案審議結果

上程 4件 承認 4件

7. 閉会時間 午前10時45分

<p>議 長</p>	<p>みなさん、おはようございます。</p> <p>農業祭の準備が始まり、第56回農業祭の実行委員会も開催され、11月11日土曜日と、12日日曜日の開催が決定いたしました。</p> <p>農業委員会としても農業祭を盛り上げるべく、皆様のご協力を是非ともお願いいたします。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和5年第9回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>総会の開催に当たりましては、これまでどおり、市の指示事項に応じた対策で開催いたしますので、ご承知おきください。</p> <p>本日は、8番、廣瀬 克久委員から欠席する旨の連絡がありました。</p> <p>よって、農業委員16名の内、15名の出席により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、習志野市農業委員会会議規則第26条の規定に基づき議長より指名させていただきます。</p> <p>2番、江口 明美委員、3番、江口 勝洋委員、兩名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は4件、報告件数は4件でございます。</p> <p>それでは、早速審議に入ります。</p> <p>ここで、皆様にお知らせいたします。</p> <p>本来であれば、議案番号のとおり議事を進めるところですが、議案第4号の審議に伴い、私より申請者及び代理人の出席を依頼し、ご多忙の中、出席について、ご配慮賜りましたので、順番を入れ替えて、議案第4号から審議いたしますので、皆様方ご承知おきください。</p> <p>また、申請者等の入室から退室まで、一括して暫時休憩としますので、忌憚のないご意見やご質問をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第4号、「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について」を議案とします。</p> <p>事務局は、議案第4号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。本日もどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議長のご指示によりまして、議案の説明をさせていただきます。</p> <p>総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第4号は、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書についてであります。</p>

	<p>事務局 下記の者より、転用計画の変更について承認を受けるため、申請書の提出がありましたので、承認について審議を求めるものです。</p> <p>1番、申請者は、資料記載のとおりであります。</p> <p>2番、当初の許可内容は、譲受人が申請地を資材置場用地として転用するため、令和4年3月に県知事より許可を取得したものであります。</p> <p>なお、権利関係は、譲渡人との賃借権の設定であり、転用期間は1年間と定められた一時転用許可であります。</p> <p>3番、変更計画の内容と、4番、変更理由は後ほど説明いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続けて、議案の詳細説明と現在の現地状況について報告をお願いします。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>…… 暫時休憩中、詳細説明及び現地状況報告 ……</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、冒頭申し上げたとおり、本日は、申請者等に総会に出席するよう依頼をしております。</p> <p>事務局は、申請者等を案内してください。</p> <p>申請者等が入室から退室するまで、暫時休憩とします。</p>
<p>申請者等 各委員</p>	<p>…… 暫時休憩中、申請者等から変更計画の内容説明 ……</p> <p>…… 暫時休憩中、申請者に対する質疑 ……</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>他に質問ありませんか。</p> <p>それでは、質問等が無いようですので、転用事業者や代理人による説明は以上といたします。</p> <p>説明員の皆様、本日は、総会に出席いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>審議結果については、事務局より報告させますので、よろしく願います。</p> <p>本日は、お疲れ様でした。事務局は、説明員の退室を案内してくだ</p>

	<p>さい。</p>
事務局	<p>…… 事務局にて、説明員の退室を案内 ……</p>
議長	<p>休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、説明員からの説明に対し、質疑応答がありました。 本件に対し、ご意見がある方はいらっしゃいますか。 はい。櫻井委員。</p>
櫻井委員	<p>はい。近隣住宅の1軒に対し、変更計画の説明が出来ていないとの説明がありましたので、きちんと説明をしていただくよう要望いたします。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。 昨今、個人情報の取扱いは厳しくなっておりますが、隣接居住者などから情報を得るなど、対応していただくよう、事務局は申請者等に伝えてください。 また、事務局に伺いますが、個人情報の提供について、何か良い方法はあるのでしょうか。やはり難しいものなのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。この場では断言出来かねますが、関係機関と相談し、提供できる情報については、申請者等に提供したいと思います。</p>
議長	<p>はい。よろしく申し上げます。 その他ありませんか。 都築委員。</p>
都築委員	<p>はい。 私も櫻井委員と同様の意見ですが、やはり、事業説明が出来ていない方がいらっしゃるのに、工事を進めて問題が生じないか心配です。 後々、「農業委員会は何やっていたの」と言われないように、近隣の方には、説明をしっかり行っていただきたいと思います。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございます。 我々も、どこまで踏み込んで出来るのか分かりませんが、事業者には、近隣に対し、丁寧な説明を行っていただきたいと思います。 他にございませんか。 よろしいでしょうか。</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について、採決いたします。 本件を計画のとおり変更し許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。 はい。ありがとうございます。 賛成多数を持ちまして、議案第4号は許可相当と決しました。 事務局は、千葉県知事に対し意見書を附して進達をしてください。 また、申請者に対し、審議結果の報告と、ただ今ありました近隣住民に対する説明を行っていただくよう、伝えてください。</p> <p>次に参ります。 これより、議案第1号より順次審議に移ります。 議案第1号、生産緑地のあっせん結果についてを議案とします。 事務局は、議案第1号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。 議案第1号は、生産緑地のあっせん結果についてであります。 対象となりました生産緑地は、習志野市谷津二丁目にある農地 1 筆であり、面積は528平方メートルであります。 申請者は、資料記載のとおりでございます。 この度、対象となりました生産緑地につきましては、令和5年8月4日開催の第8回総会において、皆様方に生産緑地の所在地や買取り希望額等を情報提供させていただきました。 本日は、地域の農業従事者で、当該生産緑地の購入を希望された方がいらっしまったのか、皆様方より報告をいただくものであります。 なお、あっせん結果につきましては、総会后に市に対し、回答いたします。 説明は、以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、ありがとうございました。 本件は、対象となった生産緑地の買取り希望を確認するため、先月の総会にて、情報提供させていただいた案件です。 早速ですが、地域の方から、対象地を購入しようとお考えになった方はおられましたでしょうか。 谷津地区ですので矢野委員、いかがでしょう。</p>

<p>矢野委員</p>	<p>畑の近くで営農されている方に聞きましたがありませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 他の地区の委員の皆様は希望者いませんでしたか。 購入希望を示された方はいなかったということで良いでしょうか。 ありがとうございます。 それでは、議案第1号、生産緑地のあっせん結果については、購入希望者無しと、市に対し回答することといたします。 事務局は、速やかに市に回答をお願いします。</p> <p>続いて、議案第2号、特定農地貸付けの承認申請についてを議題といたします。 それでは、事務局は議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。 議案第2号は、特定農地貸付けの承認申請についてであります。 この度、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、市長より承認申請書の提出がありましたので、承認について審議を求めるものです。 申請地は、鷺沼二丁目にある農地1筆であります。なお、当該地は、令和4年11月24日付けで、特定生産緑地の指定を受けております。 土地所有者は、資料記載のとおりであり、市長が特定農地貸付者として、土地所有者より農地を借入れるものでございます。 借入面積は、2,184平方メートルの内、1,087平方メートルであります。 借入目的は、市として市民農園を開設し、市民農園利用者に貸し付けるためであります。 説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局ありがとうございました。 続けて、議案の詳細説明をお願いします。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>…… 暫時休憩中、詳細説明 ……</p>
<p>議長</p>	<p>事務局、ありがとうございました。</p>

<p>議 長</p>	<p>休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>それでは、事務局の説明が終わりましたので、農業委員会法第31条第1項に規定する議事参与の制限により、15番、村山 茂男委員は、退席をお願いします。</p> <p>事務局は、村山委員を案内してください。</p> <p>退室される間は、暫時休憩といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>…… 事務局にて、退席及び退室を案内 ……</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、村山委員が退室されましたので、休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>では、これより、議案第2号についての審議に入ります。</p> <p>ご質問の有る方は、挙手願います。</p> <p>はい。渡邊 喜代美委員。</p>
<p>渡邊(喜)委員</p>	<p>はい。市民農園と、土地所有者が引き続き維持管理する畑の間には、柵などが設置されるのでしょうか。</p> <p>うちの畑の隣に、市民農園がありましたので申し上げます。</p> <p>市民農園には、農地との間に通路も出来ると思いますが、雑草が繁茂しますので、市の担当者に対して、近隣で営農される方に迷惑をかけぬよう、通路や区画地などの管理や利用者のマナーについて、対応をしっかりとさせていただきよう、お願いしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>要望も含めてご意見いただきましたが、事務局いかがですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p> <p>渡邊 喜代美委員のご意見、ご要望について、お答えいたします。</p> <p>計画図で示されている27区画と南側の農地との間にある通路などに雑草繁茂が予想され、南側農地へ影響を及ぼす恐れがあるとの経験からのお話でありましたので、担当課であります産業振興課に対して、しっかりと市民農園の維持管理を行うよう伝えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。よろしく願いいたします。</p> <p>渡邊 喜代美委員。</p>

渡邊(喜)委員	はい。通路もそうですが、利用者さんの中には、途中で利用なくなり、雑草繁茂させる方がおります。そうなりますと、南側営農地に影響を及ぼしますので、しっかりと維持管理をお願いしてください。
事務局	はい。市としても特定農地貸付者として責任が有りますので、しっかりと利用者に対して指導をする事を要請、要望を伝えてまいります。
議 長	はい。渡邊委員、よろしいですか。 他にありませんか。はい。織戸委員。
織戸委員	はい。市民農園27区画の各々の面積は、一律でしょうか。
議 長	事務局、回答願います。
事務局	はい。お答えします。 市民農園の1区画あたりは、概ね30平方メートルとなっています。
議 長	はい。織戸委員、よろしいでしょうか。 他にございませんか。 ご意見、ご質問が無ければ採決に入ります。 議案第2号、特定農地貸付けの承認申請について、お諮りいたします。 農業委員会として、市より提出のあった申請書のとおり、承認することに、賛成の方の挙手を求めます。 ありがとうございました。 全員賛成ですので、議案第2号、特定農地貸付けの承認申請については、計画案のとおり決定することと決しました。 事務局は、市に対して速やかに回答文書を提出してください。 それでは、審議を終えたので、事務局は村山 茂男委員の入室を案内してください。 自席に戻られるまで、暫時休憩といたします。
事務局	…… 事務局にて、入室及び着席を案内 ……
議 長	それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

<p>議 長</p>	<p>村山委員に報告いたします。</p> <p>議案第2号は申請書のとおり承認することに決しましたので、報告申し上げます。</p> <p>市民農園開設に向け、よろしくお願いいたします。</p> <p>次にまいります。</p> <p>議案第3号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正案についてを議案とします。</p> <p>それでは、事務局は議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、それでは総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第3号は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正案についてであります。</p> <p>市長より、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を改正するに当たり、農業委員会に対して、意見照会があったものです。</p> <p>改正の理由は、国において、令和4年5月に、農業経営基盤強化促進法が一部改正したことに加え、県においては、「千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を令和5年6月に改正したことから、本市の基本構想を改正することとなったものです。</p> <p>改正の概要として、主要な変更点は4点であります。</p> <p>1点目、人・農地プランの法定化によって、地域計画の策定に関する内容を追記すること。</p> <p>2点目、認定農業者の基準が1経営体当たりから、主たる従事者1人当たりに変更すること。</p> <p>3点目、令和3年に実施した農林業センサスの統計調査結果を基に数値の時点修正を行ったこと。</p> <p>4点目、その他、軽微な文言の修正などを行ったことであります。</p> <p>つきましては、これら改正案に対し、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、変更する場合は、農業委員会に意見を聴かなければならないとされております。</p> <p>よって、この度、改正案に対する意見の有無について審議を求めるものです。</p> <p>説明については、以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局ありがとうございました。</p> <p>続けて、議案の詳細説明をお願いします。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>

事務局	<p>…… 暫時休憩中、詳細説明 ……</p>
議長	<p>事務局、ありがとうございました。 休憩前に戻り会議を開きます。 これより議案第3号についての審議に入ります。 質問のある方は、挙手を願います。 はい。三代川 和彦委員。</p>
三代川(和)委員	<p>はい。今の説明にあった認定農業者の基準について質問します。 同一世帯の者が新たに認定農業者になろうとなった場合、一世帯で複数人の認定が出来ないということでしょうか。</p>
議長	<p>はい。ただ今の質問に対し、事務局、回答をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。お答えいたします。 家族間で主たる従事者を決めていただければ、同一世帯で複数人、認定農業者となることが可能です。</p>
議長	<p>三代川委員。</p>
三代川(和)委員	<p>はい。それでは、基準の改正があるものの、今までどおり家族間でも認定農業者になれるということですね。わかりました。</p>
議長	<p>他にはありませんか。 事務局、私から質問いたしますが、認定手続き上の見直しは行われますか。</p>
事務局	<p>はい。お答えいたします。 認定農業者である委員の皆さんは、認定手続きを思い出していただければと思います。 まず、認定農業者として認定を受けるため、手続き時に農業の経営改善目標を掲げていただいたと思います。 目標には、年間所得金額、年間労働時間、世帯構成などを記載いたします。 この度の改正により、同一世帯で複数人、認定農業者がいる世帯については、世帯構成欄に主たる従事者を選ぶ項目が増えますので、どなたが主たる従事者</p>

	<p>であるのか印を付けていただくこととなります。</p>
事務局	<p>ご不明な点等がありましたら、個別に担当課より説明させていただきますので、ご連絡いただければと思います。</p>
議長	<p>はい。承知いたしました。他に質問などありませんか。 よろしいでしょうか。 ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。 議案第3号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正案についてお諮りいたします。 農業委員会として、改正案に対する意見は無しとすることに、賛成の方の挙手を求めます。 ありがとうございます。 全員賛成により、議案3号は意見無しと決しました。 事務局は、市に対して速やかに回答文書を提出してください。</p> <p>以上で、審議案件は全て終了となります。</p> <p>次に、報告事項に入ります。 報告第1号の農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理通知及び報告第2号の農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知ですが、事前に総会資料を配布してありますので目を通していただいていると思います。 質問等の有る方は、挙手願います。 無いようですが、事務局何か補足説明はありますか。</p>
事務局	<p>特段ありません。</p>
議長	<p>委員の皆さん、よろしいですか。 質問等が無ければ、次にまいります。 続きまして、報告第3号ですが、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについてです。 事務局、何か補足説明はありますか。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 暫時休憩中、補足説明 ……</p>

議 長	<p>ありがとうございました。 休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、現地調査で立ち会いをしていただいた都築委員から、報告をお願いします。</p>
都築委員	<p>はい、特にありません。よくやっていると思います。</p>
議 長	<p>現地調査お疲れ様でした。 委員の皆さん、何か質問等ありますでしょうか。 よろしいですか。 質問等が無ければ、次にまいります。 続きまして、報告第4号ですが、農地法第5条許可に伴う工事完了報告書についてです。 事務局、何か補足説明はありますか。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 暫時休憩中、補足説明 ……</p>
議 長	<p>事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。 委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 無いようですので、以上を持ちまして、令和5年第9回習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p>